

令和5年度「命の大切さを学ぶ教室」開催校の募集について

●命の大切さを学ぶ教室とは

犯罪被害者遺族が、ご家族を亡くされた体験に基づく講話(約1時間～1時間半)を行うものです。

<開催例>

「命の学習」としてだけでなく、「交通安全教室」、「防犯教室」、「いじめ学習」、「人権学習」としても効果があります。

●命の大切さを学ぶ教室の効果

講演者が、犯罪被害者等が受けた様々な「痛み」、「子どもを亡くした親の思い」、「生命の大切さ」等を生徒に直接語りかけることによって、

- ・犯罪被害者等への理解・共感する心、配慮や協力への意識の涵養
- ・加害者になってはいけないという規範意識の醸成
- ・自分や他人の命を大切にすること、いじめや暴力を無くすことなどについての規範意識の醸成

等に大きな効果があり、被害者も加害者も出さない社会に向けた気運の醸成が期待されます。



体育馆における開催の様子



特別教室における開催の様子

●作文・感想文の効果

受講後、受講用紙の提出をお願いしています。

生徒が、受講を通じて得た命の大切さに関する自分の考え方や意見を文字にすることにより、

- ・身近に経験したり見聞きした事件・事故に関すること
- ・いじめに関すること
- ・家族や人ととの関係の大切さに関すること
- ・被害者支援活動・防犯活動に関すること
- ・犯罪被害者等の人権に関すること

などに対してより深く考える力を養うとともに、周囲の人に伝達する力をつけることができます。

これにより、聴講した生徒以外の方に対する被害者も加害者も出さない社会に向けた気運の醸成を図ることが期待されます。

【生徒の感想（一部抜粋）】

○僕たちがすぐに「死にたい」と言ってしまう今日は今まで亡くなられた方々が生きたかった今日です。今を大切に生きていきたいです。

○「いじめ」をしている人に「いじめなんてやめなよ。」と自分の代わりに心に急ブレーキをかけてくれる人こそが本当の仲間、友だちだと思いました。

○ 令和4年度の開催状況(予定も含む)

中学の部

| 学校名等 | 人数 |
|------------|-----------|
| 出雲市立浜山中学校 | 全校生徒 450 |
| 川本町立川本中学校 | 全校生徒 60 |
| 雲南市立加茂中学校 | 全校生徒 140 |
| 松江市立第一中学校 | 全校生徒 900 |
| 義務教育学校八束学園 | 後期課程生徒 95 |
| 江津市立江東中学校 | 全校生徒 39 |
| 出雲市立斐川東中学校 | 全校生徒 280 |
| 益田市立小野中学校 | 全校生徒 29 |
| 松江市立第三中学校 | 全校生徒 350 |
| 浜田市立金城中学校 | 全校生徒 100 |
| 私立開星中学校 | 3年生 14 |

高校の部

| 学校名等 | 人数 |
|----------------|-----------|
| 県立出雲高等学校 | 2年生 280 |
| 県立三刀屋高等学校 | 全校生徒 430 |
| 松江市立皆美が丘女子高等学校 | 2,3年生 200 |
| 私立開星高等学校 | 3年生 180 |

* 島根県、島根県警察本部、島根県教育委員会は、公益社団法人島根被害者サポートセンターとの協働事業により、犯罪被害者遺族が、将来を担う中学生・高校生に対して、直接命の大切さや社会規範意識の向上を訴え、その浸透を図っていくことを目的とする【命の大切さを学ぶ教室】を開催しています。

命の大切さを学ぶ教室実施の流れ（お申込方法）

開催希望調査

警察本部広報県民課より、年初めに次年度中における「命の大切さを学ぶ教室」の希望調査を実施します。
希望される学校は警察本部広報県民課又は管轄警察署にお申し込みください。（令和5年2月3日締切り）

日程調整

本事業を業務委託している島根被害者サポートセンターが行います。
学校と講師の日程調整を図り、開催校（15回）を決定します。
決定すれば、警察本部広報県民課より各学校へ決定通知をします。
通知後、開催校との詳細な調整については、島根被害者サポートセンターが行います。

教室開催

- 【島根被害者サポートセンターが行うこと】
- 開催校の決定・講師選定
 - 配付資料、受講用紙の準備
 - 講師の送迎
 - 学校への説明、事前打ち合わせ
 - 演題及び講師紹介文の準備
 - 講師謝金、旅費の支払い

【生徒】受講用紙「命の大切さを学ぶ教室を受講して」に感じたこと等を書いて学校へ提出。

【学校】受講用紙を警察本部広報県民課又は最寄りの警察署総務課へ提出。

【学校にしていただくこと】

- 会場の確保
- 講師待機場所、駐車場の確保
- 生徒の作文・感想文の提出
- 生徒への事前説明
- 司会進行、講師紹介

【警察が行うこと】

- 開催希望調査・決定通知
- 講演会開催について報道機関への連絡
- 当日の会場準備手伝い
- 作文応募のお願い
- ※ 警察職員の聴講をお願いする場合があります。

島根県警察本部又は警察署へ提出

島根被害者サポートセンターへ送付

※ 開催校へは別途作文コンクールについて
ご案内いたします。

全国作文コンクール応募（警察庁主催）

講師へ送付

※ 書いていただいた作品は講師へ
も郵送させていただきます。

- ※ 受講用紙に記載していただいた内容等については、被害者支援の機運の醸成等のため、島根県警察や島根被害者サポートセンターのホームページや資料等へ掲載するなど、各般の被害者支援活動に使用させていただきます。
- ※ 県内外の犯罪被害者遺族だけでなく、警察職員による講話も実施しています。（随時）
警察職員による講話（犯罪被害者・ご家族の手記の朗読、DVD上映等）を希望される学校は、最寄りの警察署総務課へお問い合わせください。

ご不明な点がありましたら、

島根県警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室（0852-26-0110 内線 2516、2517） 又は
公益社団法人 島根被害者サポートセンター事務局（0852-32-5928）
までお問い合わせください。